

## 福祉医療費助成制度に関する研究会の検討事項について

## 研究総括

### ●乳幼児医療費助成制度については、

- ・まずは、医療のセーフティネット及び子育て支援の観点から対象年齢の理念整理をし、所得制限や自己負担のあり方は、その後、他の制度とあわせ総合的な視点で検討することとすべき。
- ・また、『医療のセーフティネットの観点から真に必要な方に対するサービスとして制度設計されるべき部分（福祉的配慮を要する部分）』については、限られた財源の中にあっても維持継続していく必要があり、管内市町村共通の制度として府が基準設定、『子育て支援として制度設計されるべき部分（子育て支援のための環境整備部分）』については、地域のサービス向上の一環として実施される側面もあることを踏まえて、各市町村が独自の判断として制度設計と整理
- ・なお、各市町村が独自の判断として制度設計する部分においても、府として支援すべきか否か、別途検討がなされるべき。
- ・その上で、まずは、管内市町村に共通する部分のあり方を検討していく。

### ●国の医療制度改革等により、

- ・現在把握できるだけでも約10億円の負担増（府・市町村計）が見込まれ、これに加え、対象者の増加等による費用増も想定されるが、「削減ありき」の見直しにならないよう配慮しつつ制度設計すべき。
- ・また、現在の制度では、フォローしていくべきとの要請（要望）に十分対応できていない部分もあると想定される。今ある以上に財源を増やすことは難しい中、本制度が対象とすべき範囲を見極めながら、持続可能な制度を構築すべき。

以上のような検討内容を踏まえつつ、平成23年度においては、国の動向も見据えながら「対象者のあり方」「給付と負担のあり方」にかかる基準設定に向けた研究を行う。

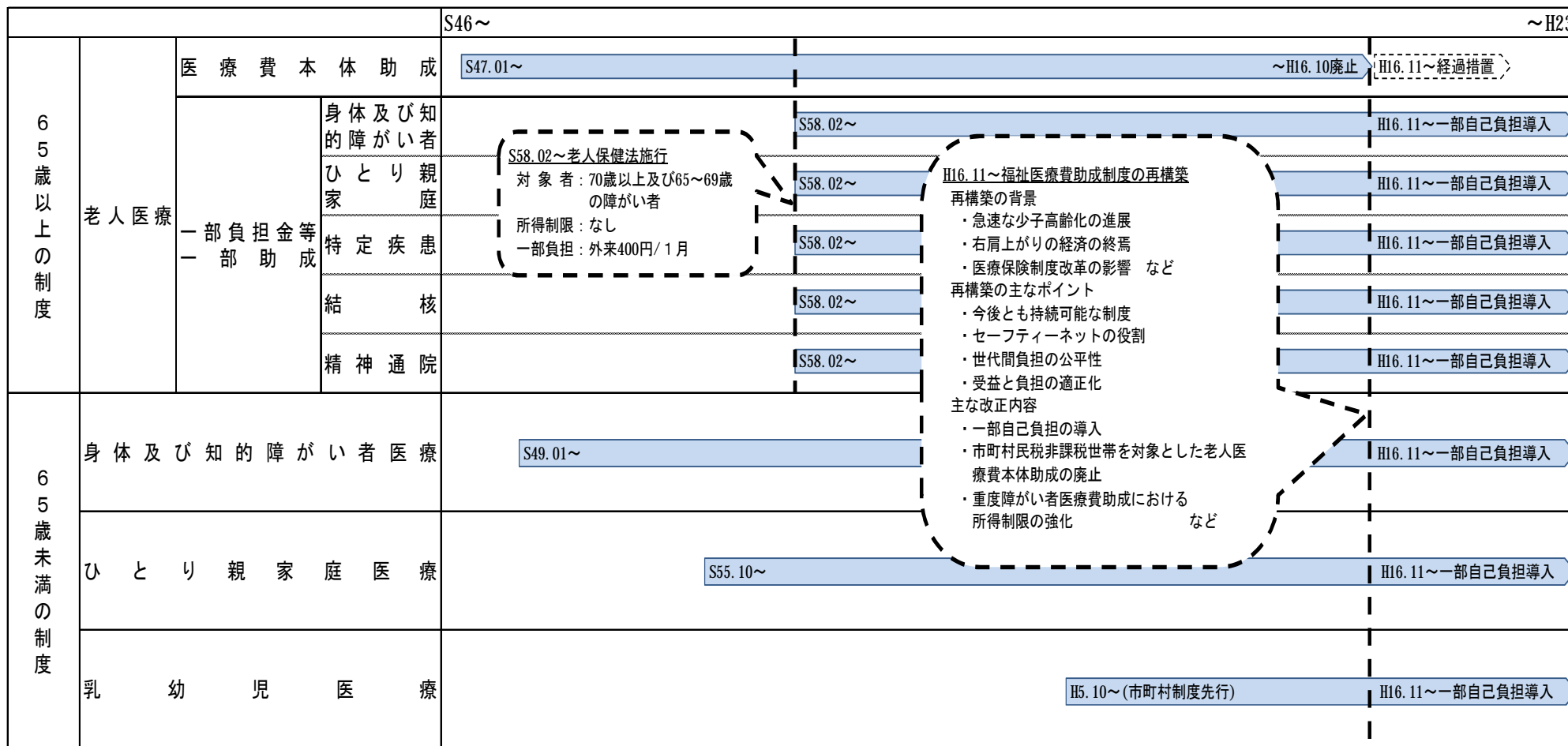
<対象者のあり方>

## 現行の保険制度

	6歳に達する日以後の最初の3月31日以前			6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前			70歳に達する日の属する月の翌月以後				75歳以上 (65歳以上の一定障がい者選択による)				
所得状況	低所得	一般所得	上位所得	低所得	一般所得	上位所得	低所得Ⅰ	低所得Ⅱ	一般所得	現役並み所得	低所得Ⅰ	低所得Ⅱ	一般所得	現役並み所得	
自己負担割合	2割			3割			2割				3割	1割			3割
高額療養費 (1レセプト単位での上限)	35,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	150,000円+ (医療費-500,000円) ×1%	35,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	150,000円+ (医療費-500,000円) ×1%	外来 8,000円 入院 15,000円	外来 8,000円 入院 24,600円	外来 12,000円 入院 44,400円	外来 44,400円 入院 80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	外来 8,000円 入院 15,000円	外来 8,000円 入院 24,600円	外来 12,000円 入院 44,400円	外来 44,400円 入院 80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	
人工透析等の 特定疾病療養	10,000円		20,000円	10,000円		20,000円	10,000円				20,000円	10,000円			20,000円
その他	-			-			2割⇒1割 (※指定公費)				-	-			-

- ・ 保険制度では、「小学校就学前までの子ども」、「小学校就学後から70歳未満」、「70歳以上から75歳未満」及び「75歳以上」に区分され、それぞれの区分に応じた自己負担額の割合（1割～3割）が設定されている。
- ・ 保険制度では、特別な病気（人工透析等の特定疾病療養）についての制度（高額療養費制度）が設けられている。

現在の福祉医療費助成制度に至る経過の概要と福祉医療費助成制度の枠組みについて



- 福祉医療費助成制度は昭和47年1月の老人の方々に対する制度に始まり、その後身体及び知的障がいの方々などへ対象者を拡大。
- 昭和58年2月に老人保健法が施行され、それまで国制度としての老人の方々の医療費無料化制度は廃止され、これに伴い65歳以上の一定要件を有する方々も老人医療費助成制度の対象者として拡大。
- その結果、現状では65歳以上の方々のみ、特定疾患や結核などに基づく医療を福祉医療費助成の対象としている。

## 国が実施する公費負担制度の対象者

国が実施する公費負担制度	目的別の区分
(法別番号10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による適正医療	結核などの感染症にかか る公費負担医療
(法別番号11) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核等感染症患者の入院医療	
(法別番号17) 結核児童の療育給付	
(法別番号28) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症等の患者の入院医療	
(法別番号29) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による新感染症の患者の入院医療	
(法別番号51) 水俣病総合対策医療事業及び水俣病認定申請者治療研究事業などによる水俣病医療	水俣病や石綿健康被害 などの公害にかか る公費負担医療
(法別番号51) メチル水銀に係る健康影響調査研究事業	
(法別番号51) 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業	
(法別番号66) 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の公費負担	
(法別番号一) 公害医療	
(法別番号23) 母子保健法による未熟児の養育医療	配慮が必要な子ども にかか る公費負担医療
(法別番号53) 児童福祉法に基づく施設入所者等の医療（※措置）	
(法別番号一) 学校保健安全法による医療費援助	
(法別番号15) 障害者自立支援法による更生医療	障がいにかか る公費負担医療
(法別番号16) 障害者自立支援法による育成医療	
(法別番号21) 障害者自立支援法による精神通院医療	
(法別番号24) 障害者自立支援法による療養介護医療及び基準該当療養介護医療	
(法別番号53) 児童福祉法に基づく障がい児施設入所者等の医療（※措置）	
(法別番号79) 児童福祉法に基づく障がい児施設医療（※契約）	
(法別番号13) 戦傷病者特別援護法による療養の給付	
(法別番号14) 戦傷病者特別援護法による更生医療の給付	戦傷病や被爆にかか る公費負担医療
(法別番号18) 被爆者の認定疾病に対する医療の給付	
(法別番号19) 被爆者の一般疾病に対する医療の給付	
(法別番号38) 肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付	特定疾患や先天性血液 凝固因子障害などの難病・疾病 等にかか る公費負担医療
(法別番号51) 特定疾患治療研究事業に係る特定疾患医療費	
(法別番号51) 先天性血液凝固因子障害等医療費援助事業に係る医療費	
(法別番号52) 小児慢性特定疾患治療研究事業	
(法別番号12) 生活保護法による医療扶助	そ の 他
(法別番号25) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療	
(法別番号30) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する医療費公費負担制度	

は、現在、福祉医療費助成制度において対象外（自己負担が生じない）としている制度

### 国の公費負担制度は

それぞれが独立した目的をもって、多岐に渡って設置。



内容や目的から仮に区分すると

- ・ 感染症に関する公費負担制度
- ・ 公害等に関する公費負担制度
- ・ 配慮が必要な子どもに関する公費負担制度
- ・ 障がいに関する公費負担制度
- ・ 戦傷病等に関する公費負担制度
- ・ 難病等の疾病に関する公費負担制度
- ・ その他の制度

- ・ 国は多くの公費負担制度を展開しているが、それらを大きく分けると「結核」、「公害」、「子ども」、「障がい」、「戦傷病・被爆」、「難病」等が対象。
- ・ 生活保護法による医療扶助など一部を除き、国は概ね、公費負担制度の対象となる病気や傷病に対して公費を負担。

## 各都道府県の状況

### ◇福祉医療費助成制度他府県状況一覧（H22.4.1時点）

障がい者医療	助成対象の範囲（身体障がい）	都道府県数	自己負担	都道府県数	所得制限		都道府県数
		1、2級	25	有	28	老齢福祉年金に準拠(本人)	(1,595千円)
	1、2級及び3級の一部	8	なし	19	老齢福祉年金に準拠+100万円	(2,595千円)	1
	1、2、3級	13			障がい児福祉手当に準拠	(3,604千円)	8
	1、2級及び3、4級の一部	1			特別障がい者手当に準拠	(3,604千円)	7
	(参考)				障がい児福祉手当に準拠+35万円	(3,954千円)	1
	助成対象の範囲（精神障がい）	都道府県数			特別児童扶養手当に準拠	(4,596千円)	5
	1級(通院のみ)	3			障がい基礎年金に準拠	(4,621千円)	1
	1級(精神入院は対象外)	1			自立支援医療に準拠	(4,700千円)	2
	1級(障害年金等級)	1			市町村民税所得割税額235千円		1
	1級	6			10,000千円未満		1
	1級(通院のみ)、2級(精神通院医療のみ)	1			なし		8
	1・2級(通院のみ・精神通院医療対象者)	1					
	1・2級	3					
	1級、2・3級(身体又は知的を併せ持つ)	1					
ひとり親家庭医療	助成対象の範囲	都道府県数	自己負担	都道府県数	所得制限		都道府県数
	年度末18歳まで児童、母、父	8	有	30	児童扶養手当(本人一部)に準拠	(1,920千円)	30
	年度末18歳まで児童、母、その他養育者(女)	7	なし	17	児童扶養手当(本人一部)に準拠+40万円	(2,320千円)	1
	年度末18歳まで児童、母、父、その他養育者(女)	5			児童扶養手当(扶養義務者)に準拠	(2,360千円)	2
	年度末18歳まで児童、父、その他養育者	1			障がい児福祉手当準拠	(3,604千円)	1
	年度末19歳まで児童、母、その他養育者	1			遺族基礎年金に準拠	(6,555千円)	2
	年度末18歳まで児童、母、父、その他養育者	22			市民税所得割非課税		1
	20歳まで児童、母、その他養育者(女)	1			所得税非課税		10
	20歳まで児童、母、父、その他養育者	2					
乳幼児医療	助成対象の範囲（通院）	都道府県数	自己負担	都道府県数	所得制限		都道府県数
	3歳未満	5	有	38	児童扶養手当(本人一部)に準拠	(1,920千円)	1
	4歳未満	4	なし	9	児童扶養手当(本人一部)に準拠+752千円	(2,672千円)	1
	5歳未満	1			児童扶養手当(本人一部)に準拠+800千円	(2,720千円)	1
	6歳未満	2			老齢福祉年金一部支給に準拠(扶養義務者)	(3,401千円)	1
	小学校就学前	30			児童手当に準拠	(4,600千円)	10
	小学校3年まで	2			児童手当特例給付に準拠	(5,320千円)	17
	小学校卒業まで	1			市長村民税所得割136,700円以下		1
	中学校卒業まで	2			市町村民税所得割税額235千円		1
					なし		14

大阪府が含まれる

北海道調査結果を府で加工したもの

## 国の改革状況

※福祉医療費助成制度に影響する部分を抜粋

### ○高齢者のための新たな医療制度等について（最終とりまとめ）〈案〉（平成22年12月20日高齢者医療制度改革会議）

- ・「70歳から74歳までの方の患者負担について、新たな制度の施行日以後、70歳に到達する方から段階的に本来の2割負担とする。」

### ○障害者自立支援法の一部改正（平成22年12月14日読売新聞夕刊から抜粋）

- ・「応益負担から、家計の支払い能力に応じて支払額を決める「応能負担」へと、負担の方式を変えることにした」
- ・「福祉サービスの対象として、身体、知的、精神障害に加え、発達障害を位置づけた」
- ・「新法「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向け、内閣府の障がい者制度改革推進会議が議論を進め、13年8月の新法施行を目指している」

### ○社会保障改革に関する集中検討会議（平成23年4月24日読売新聞朝刊より抜粋）

- ・「医療・介護分野で、低所得者を対象とした自己負担の「総合的軽減策」を検討することを明記した。具体的には、医療費の窓口負担が一定額を超えた場合に払い戻す高額療養費制度で、低所得者の負担上限額の引き下げなどを進める。」

### ○外来受診負担上乗せ（平成23年5月19日日経新聞朝刊から抜粋）

- ・「厚生労働省は「社会保障と税の一体改革」で、外来患者が受診したときに従来の窓口負担とは別に、定額の上乗せ料金徴収する方向で検討に入った。1回100～200円程度を想定しており、2015年度の目途に実施を目指す。これで得られる数千億円を、難病や長期療養の患者の負担抑制に活用」

### ○「社会保障と税の一体改革」で民主党が提言する医療・介護の改革案が明らかに（平成23年5月11日日本経済新聞より抜粋）

- ・「子育て世帯の医療費を負担軽減するため、窓口負担割合を中学校卒業まで1割、20歳未満まで2割に軽減する案も示す方法だ。」
- ・「70～74歳の高齢者については1割に凍結されている窓口負担を、本来の2割に戻す案を示す。」

など

## 福祉医療費助成制度に対する要望

### ○「障がい者」にかかる要望

- ・精神障がい者の方々への福祉医療費助成制度の適用拡大

⇒ いくつかの都道府県・市町村で実施している重度心身障がい者医療費助成制度の精神障がい者への適用について、大阪府内でなぜ実施していないのか、身体・知的障がいに適用している制度を精神障がいに適用しないことは、障がい間差別として認めることができない。



・重度障がい者以外の方々へも状況に応じた福祉医療費助成制度の適用拡大

- ⇒ 特定疾患に因らない障がい3級を合併している難病患者を、身体と知的障がいの併合認定を援用してほしい。
- ⇒ 低肺機能障がい者の酸素療法について、身体障がい者手帳3級の者は負担額が1か月2～3万円必要であり、治療上負担が厳しい。
- ⇒ 近年、糖尿病性腎症から透析導入が増加しているが、糖尿病性腎症では導入時の血清クレアチニン値が8.0mg/dl未満の場合が多く、身障手帳3級または4級となる人がほとんどである。

○「子ども」にかかる要望

・子どもにかかる福祉医療費助成制度の適用年齢の引上げ・所得制限の撤廃

- ⇒ 中学卒業以上を医療費助成対象としている自治体は全国で350にまで広がっている。  
大阪府内でも、地域格差が広がっており、府における対象年齢を引き上げることが急務。

○「ひとり親家庭」にかかる要望

・ひとり親家庭の方々にかかる所得要件の引上げ・撤廃

- ⇒ ひとり親家庭医療費助成は、母子の健康が自立の基盤となることから、現行要件を維持することはもとより、所得要件については同居親族の所得に関係なく母の所得のみを基準とされたい。

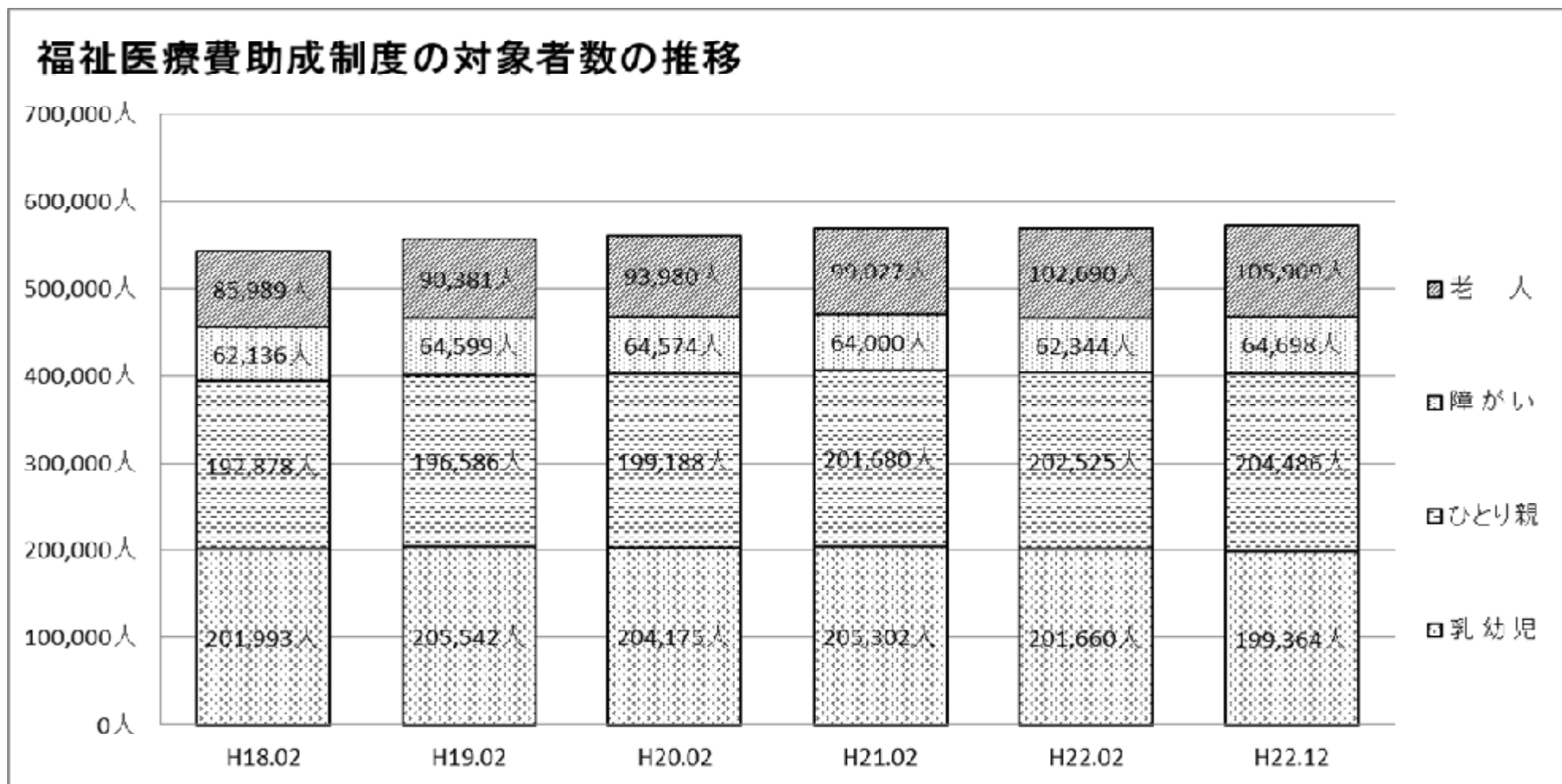
○その他の要望

・生涯医療から離れることができない難病等の方々への福祉医療費助成制度の適用拡大など

- ⇒ 特定疾患治療研究事業で重症患者と認定された難病患者を重度障がい者医療費助成の対象としてほしい。
- ⇒ 現行の重度心身障がい者医療費助成制度は絶対に後退しないでください。

<給付と負担のあり方>

## 福祉医療費助成制度の対象者の推移



- 福祉医療費助成制度の対象者は、平成18年2月に約54万3千人であったが、平成22年2月には約56万9千人へ約5%の増嵩傾向。
- 上記からは、増加傾向の要因は老人医療及びひとり親家庭医療の対象者の増嵩。

## 現行の保険制度

	6歳に達する日以後の最初の3月31日以前			6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前			70歳に達する日の属する月の翌月以後				75歳以上 (65歳以上の一定障がい者選択による)				
所得状況	低所得	一般所得	上位所得	低所得	一般所得	上位所得	低所得Ⅰ	低所得Ⅱ	一般所得	現役並み所得	低所得Ⅰ	低所得Ⅱ	一般所得	現役並み所得	
自己負担割合	2割			3割			2割				3割	1割			3割
高額療養費 (1レセプト単位での上限)	35,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	150,000円+ (医療費-500,000円) ×1%	35,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	150,000円+ (医療費-500,000円) ×1%	外来 8,000円 入院 15,000円	外来 8,000円 入院 24,600円	外来 12,000円 入院 44,400円	外来 44,400円 入院 80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	外来 8,000円 入院 15,000円	外来 8,000円 入院 24,600円	外来 12,000円 入院 44,400円	外来 44,400円 入院 80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	
人工透析等の 特定疾病療養	10,000円		20,000円	10,000円		20,000円	10,000円				20,000円		10,000円		20,000円
その他	-			-			2割⇒1割 (※指定公費)				-				

- ・ 保険制度では、年齢区分に応じた応益負担の観点に加え、所得や特別な病気（人工透析等の特定疾病療養）に応じ、応能負担による上限額（高額療養費）が設けられている。
- ・ 所得に応じた応能負担は70歳を境として2段階に分かれている。

## 国が実施する公費負担制度の給付対象及び自己負担

国が実施する公費負担制度	対象となる医療	自己負担額
(法別番号10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による適正医療	特 定 の 医 療	5%
(法別番号11) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核等感染症患者の入院医療		なし（一定所得者は負担あり）
(法別番号17) 結核児童の療育給付		保険の負担割合（所得に応じた月額負担上限あり）
(法別番号28) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症等の患者の入院医療		なし（一定所得者は負担あり）
(法別番号29) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による新感染症の患者の入院医療		なし（一定所得者は負担あり）
(法別番号51) 水俣病総合対策医療事業及び水俣病認定申請者治療研究事業などによる水俣病医療	一部を除く全ての医療	
(法別番号51) メチル水銀に係る健康影響調査研究事業	特 定 の 医 療	なし
(法別番号51) 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業		
(法別番号66) 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の公費負担		
(法別番号一) 公害医療		
(法別番号23) 母子保健法による未熟児の養育医療	特 定 の 医 療	保険の負担割合（所得に応じた月額負担上限あり）
(法別番号53) 児童福祉法に基づく施設入所者等の医療（※措置）	全 て の 医 療	なし
(法別番号一) 学校保健安全法による医療費援助	特 定 の 医 療	
(法別番号15) 障害者自立支援法による更生医療	特 定 の 医 療	1割（所得に応じた月額負担上限あり）
(法別番号16) 障害者自立支援法による育成医療		
(法別番号21) 障害者自立支援法による精神通院医療		
(法別番号24) 障害者自立支援法による療養介護医療及び基準該当療養介護医療		
(法別番号53) 児童福祉法に基づく障がい児施設入所者等の医療（※措置）	全 て の 医 療 に 適 用	なし
(法別番号79) 児童福祉法に基づく障がい児施設医療（※契約）	特 定 の 医 療	1割（所得に応じた月額負担上限あり）
(法別番号13) 戦傷病者特別援護法による療養の給付	特 定 の 医 療	なし
(法別番号14) 戦傷病者特別援護法による更生医療の給付		
(法別番号18) 被爆者の認定疾病に対する医療の給付		
(法別番号19) 被爆者の一般疾病に対する医療の給付	一 部 を 除 く 全 体 の 医 療	
(法別番号38) 肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付	特 定 の 医 療	保険の負担割合（所得に応じた月額負担上限あり）
(法別番号51) 特定疾患治療研究事業に係る特定疾患医療費		なし
(法別番号51) 先天性血液凝固因子障害等医療費援助事業に係る医療費		保険の負担割合（所得に応じた月額負担上限あり）
(法別番号52) 小児慢性特定疾患治療研究事業		
(法別番号12) 生活保護法による医療扶助	全 て の 医 療 に 適 用	なし
(法別番号25) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療		
(法別番号30) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する医療費公費負担制度	特 定 の 医 療	

は、現在、福祉医療費助成制度において対象外（自己負担が生じない）としている制度

「特定の医療」⇒ 公費負担制度の対象となる医療が限定されている、特定の施設で実施された医療に限定されているなど

「一部を除く全ての医療」⇒ 当該公費負担事業と因果関係がないなどとされる医療（例えば水俣病における歯科診療など）

- ・ 国の公費負担制度の自己負担額を大きく分けると、「なし」、「1割負担（所得に応じた月額負担上限あり）」及び「保険の負担割合（所得に応じた月額負担上限あり）」等であり、生活保護法による医療扶助など一部を除いて自己負担が「なし」の場合は、「公害」と「戦傷病・被爆」。
- ・ 給付は、生活保護法による医療扶助など一部を除いて特定の医療のみとするケースが多い。

各都道府県の状況

◇福祉医療費助成制度他府県状況一覧（H22.4.1時点）

障がい者医療	<table border="1"> <thead> <tr> <th>助成対象の範囲（身体障がい）</th> <th>都道府県数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1、2級</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>1、2級及び3級の一部</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>1、2、3級</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>1、2級及び3、4級の一部</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	助成対象の範囲（身体障がい）	都道府県数	1、2級	25	1、2級及び3級の一部	8	1、2、3級	13	1、2級及び3、4級の一部	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自己負担</th> <th>都道府県数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有り</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table>	自己負担	都道府県数	有り	28	なし	19	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得制限</th> <th>都道府県数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老齢福祉年金に準拠(本人)</td> <td>(1,595千円) 12</td> </tr> <tr> <td>老齢福祉年金に準拠+100万円</td> <td>(2,595千円) 1</td> </tr> <tr> <td>障がい児福祉手当に準拠</td> <td>(3,604千円) 8</td> </tr> <tr> <td>特別障がい者手当てに準拠</td> <td>(3,604千円) 7</td> </tr> <tr> <td>障がい児福祉手当に準拠+35万円</td> <td>(3,954千円) 1</td> </tr> <tr> <td>特別児童扶養手当に準拠</td> <td>(4,596千円) 5</td> </tr> <tr> <td>障がい基礎年金に準拠</td> <td>(4,621千円) 1</td> </tr> <tr> <td>自立支援医療に準拠</td> <td>(4,700千円) 2</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割税額235千円</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>10,000千円未満</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	所得制限	都道府県数	老齢福祉年金に準拠(本人)	(1,595千円) 12	老齢福祉年金に準拠+100万円	(2,595千円) 1	障がい児福祉手当に準拠	(3,604千円) 8	特別障がい者手当てに準拠	(3,604千円) 7	障がい児福祉手当に準拠+35万円	(3,954千円) 1	特別児童扶養手当に準拠	(4,596千円) 5	障がい基礎年金に準拠	(4,621千円) 1	自立支援医療に準拠	(4,700千円) 2	市町村民税所得割税額235千円	1	10,000千円未満	1	なし	8				
	助成対象の範囲（身体障がい）	都道府県数																																													
	1、2級	25																																													
	1、2級及び3級の一部	8																																													
1、2、3級	13																																														
1、2級及び3、4級の一部	1																																														
自己負担	都道府県数																																														
有り	28																																														
なし	19																																														
所得制限	都道府県数																																														
老齢福祉年金に準拠(本人)	(1,595千円) 12																																														
老齢福祉年金に準拠+100万円	(2,595千円) 1																																														
障がい児福祉手当に準拠	(3,604千円) 8																																														
特別障がい者手当てに準拠	(3,604千円) 7																																														
障がい児福祉手当に準拠+35万円	(3,954千円) 1																																														
特別児童扶養手当に準拠	(4,596千円) 5																																														
障がい基礎年金に準拠	(4,621千円) 1																																														
自立支援医療に準拠	(4,700千円) 2																																														
市町村民税所得割税額235千円	1																																														
10,000千円未満	1																																														
なし	8																																														
ひとり親家庭医療	<table border="1"> <thead> <tr> <th>助成対象の範囲</th> <th>都道府県数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末18歳まで児童、母、父</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>年度末18歳まで児童、母、その他養育者(女)</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>年度末18歳まで児童、母、父、その他養育者(女)</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>年度末18歳まで児童、父、その他養育者</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>年度末19歳まで児童、母、その他養育者</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>年度末18歳まで児童、母、父、その他養育者</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>20歳まで児童、母、その他養育者(女)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>20歳まで児童、母、父、その他養育者</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	助成対象の範囲	都道府県数	年度末18歳まで児童、母、父	8	年度末18歳まで児童、母、その他養育者(女)	7	年度末18歳まで児童、母、父、その他養育者(女)	5	年度末18歳まで児童、父、その他養育者	1	年度末19歳まで児童、母、その他養育者	1	年度末18歳まで児童、母、父、その他養育者	22	20歳まで児童、母、その他養育者(女)	1	20歳まで児童、母、父、その他養育者	2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自己負担</th> <th>都道府県数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有り</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table>	自己負担	都道府県数	有り	30	なし	17	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得制限</th> <th>都道府県数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童扶養手当(本人一部)に準拠</td> <td>(1,920千円) 30</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当(本人一部)に準拠+40万円</td> <td>(2,320千円) 1</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当(扶養義務者)に準拠</td> <td>(2,360千円) 2</td> </tr> <tr> <td>障がい児福祉手当準拠</td> <td>(3,604千円) 1</td> </tr> <tr> <td>遺族基礎年金に準拠</td> <td>(6,555千円) 2</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割非課税</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>所得税非課税</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	所得制限	都道府県数	児童扶養手当(本人一部)に準拠	(1,920千円) 30	児童扶養手当(本人一部)に準拠+40万円	(2,320千円) 1	児童扶養手当(扶養義務者)に準拠	(2,360千円) 2	障がい児福祉手当準拠	(3,604千円) 1	遺族基礎年金に準拠	(6,555千円) 2	市民税所得割非課税	1	所得税非課税	10				
	助成対象の範囲	都道府県数																																													
	年度末18歳まで児童、母、父	8																																													
	年度末18歳まで児童、母、その他養育者(女)	7																																													
年度末18歳まで児童、母、父、その他養育者(女)	5																																														
年度末18歳まで児童、父、その他養育者	1																																														
年度末19歳まで児童、母、その他養育者	1																																														
年度末18歳まで児童、母、父、その他養育者	22																																														
20歳まで児童、母、その他養育者(女)	1																																														
20歳まで児童、母、父、その他養育者	2																																														
自己負担	都道府県数																																														
有り	30																																														
なし	17																																														
所得制限	都道府県数																																														
児童扶養手当(本人一部)に準拠	(1,920千円) 30																																														
児童扶養手当(本人一部)に準拠+40万円	(2,320千円) 1																																														
児童扶養手当(扶養義務者)に準拠	(2,360千円) 2																																														
障がい児福祉手当準拠	(3,604千円) 1																																														
遺族基礎年金に準拠	(6,555千円) 2																																														
市民税所得割非課税	1																																														
所得税非課税	10																																														
乳幼児医療	<table border="1"> <thead> <tr> <th>助成対象の範囲（通院）</th> <th>都道府県数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>4歳未満</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>5歳未満</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>6歳未満</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>小学校就学前</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>小学校3年まで</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>小学校卒業まで</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>中学校卒業まで</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	助成対象の範囲（通院）	都道府県数	3歳未満	5	4歳未満	4	5歳未満	1	6歳未満	2	小学校就学前	30	小学校3年まで	2	小学校卒業まで	1	中学校卒業まで	2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自己負担</th> <th>都道府県数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有り</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	自己負担	都道府県数	有り	38	なし	9	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得制限</th> <th>都道府県数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童扶養手当(本人一部)に準拠</td> <td>(1,920千円) 1</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当(本人一部)に準拠+752千円</td> <td>(2,672千円) 1</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当(本人一部)に準拠+800千円</td> <td>(2,720千円) 1</td> </tr> <tr> <td>老齢福祉年金一部支給に準拠(扶養義務者)</td> <td>(3,401千円) 1</td> </tr> <tr> <td>児童手当に準拠</td> <td>(4,600千円) 10</td> </tr> <tr> <td>児童手当特例給付に準拠</td> <td>(5,320千円) 17</td> </tr> <tr> <td>市長村民税所得割136,700円以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割税額235千円</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table>	所得制限	都道府県数	児童扶養手当(本人一部)に準拠	(1,920千円) 1	児童扶養手当(本人一部)に準拠+752千円	(2,672千円) 1	児童扶養手当(本人一部)に準拠+800千円	(2,720千円) 1	老齢福祉年金一部支給に準拠(扶養義務者)	(3,401千円) 1	児童手当に準拠	(4,600千円) 10	児童手当特例給付に準拠	(5,320千円) 17	市長村民税所得割136,700円以下	1	市町村民税所得割税額235千円	1	なし	14
	助成対象の範囲（通院）	都道府県数																																													
	3歳未満	5																																													
	4歳未満	4																																													
5歳未満	1																																														
6歳未満	2																																														
小学校就学前	30																																														
小学校3年まで	2																																														
小学校卒業まで	1																																														
中学校卒業まで	2																																														
自己負担	都道府県数																																														
有り	38																																														
なし	9																																														
所得制限	都道府県数																																														
児童扶養手当(本人一部)に準拠	(1,920千円) 1																																														
児童扶養手当(本人一部)に準拠+752千円	(2,672千円) 1																																														
児童扶養手当(本人一部)に準拠+800千円	(2,720千円) 1																																														
老齢福祉年金一部支給に準拠(扶養義務者)	(3,401千円) 1																																														
児童手当に準拠	(4,600千円) 10																																														
児童手当特例給付に準拠	(5,320千円) 17																																														
市長村民税所得割136,700円以下	1																																														
市町村民税所得割税額235千円	1																																														
なし	14																																														

大阪府が含まれる

北海道調査結果を府で加工したもの

## 国の改革状況

### ※福祉医療費助成制度に影響する部分を抜粋

#### ○高齢者のための新たな医療制度等について（最終とりまとめ）〈案〉（平成22年12月20日高齢者医療制度改革会議）

- ・「70歳から74歳までの方の患者負担について、新たな制度の施行日以後、70歳に到達する方から段階的に本来の2割負担とする。」

#### 障害者自立支援法の一部改正（平成22年12月14日読売新聞夕刊から抜粋）

- ・「応益負担から、家計の支払い能力に応じて支払額を決める「応能負担」へと、負担の方式を変えることにした」
- ・「福祉サービスの対象として、身体、知的、精神障害に加え、発達障害を位置づけた」
- ・「新法「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向け、内閣府の障がい者制度改革推進会議が議論を進め、13年8月の新法施行を目指している」

#### ○社会保障改革に関する集中検討会議（平成23年4月24日読売新聞朝刊より抜粋）

- ・「医療・介護分野で、低所得者を対象とした自己負担の「総合的軽減策」を検討することを明記した。具体的には、医療費の窓口負担が一定額を超えた場合に払い戻す高額療養費制度で、低所得者の負担上限額の引き下げなどを進める。」

#### ○外来受診負担上乗せ（平成23年5月19日日経新聞朝刊から抜粋）

- ・「厚生労働省は「社会保障と税の一体改革」で、外来患者が受診したときに従来の窓口負担とは別に、定額の上乗せ料金徴収する方向で検討に入った。1回100～200円程度を想定しており、2015年度の目途に実施を目指す。これで得られる数千億円を、難病や長期療養の患者の負担抑制に活用」

#### ○「社会保障と税の一体改革」で民主党が提言する医療・介護の改革案が明らかに（平成23年5月11日日本経済新聞より抜粋）

- ・「子育て世帯の医療費を負担軽減するため、窓口負担割合を中学校卒業まで1割、20歳未満まで2割に軽減する案も示す方法だ。」
- ・「70～74歳の高齢者については1割に凍結されている窓口負担を、本来の2割に戻す案を示す。」

など

## 福祉医療費助成制度に対する要望

### ○一部自己負担に関する要望

- ・各福祉医療費助成制度の一部自己負担の廃止

⇒ 重度障がい者医療費助成制度を存続・充実させ、医療費負担を無料に戻してほしい。

⇒ 少子化対策に関する子育て助成の意識調査（2005年）では、「少子化対策には、経済的新措置が重要」との回答がトップであり、45.8%が医療費の無料化を挙げている。